

◆業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和6年度第3四半期

整理 番号	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	令和6年度 平野工場蓄電池設備点検業務委託	その他	古河電池（株）	1,265,000	令和6年10月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3
2	庁内情報ネットワークシステムにおけるブラウザ更新等業務委託	情報処理	（株）オプテージ	5,478,000	令和6年10月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 4
3	庁内情報ネットワークシステムにおけるコラボレーションソフト導入業務委託	情報処理	（株）オプテージ	17,506,005	令和6年12月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 4

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 平野工場蓄電池設備点検業務委託

2 契約の相手方

古河電池株式会社

3 随意契約理由

今回点検を行う蓄電池設備は、無停電電源装置、直流電源装置、始動用直流電源装置について点検を実施するものである。これらの装置は商用電源が停電又は遮断した場合に焼却設備の重要機器へ安定的に電力供給を行うための電源装置であり、当工場の非常用電源装置は、古河電池株式会社の独自の技術により、設計・施工されたものである。

今回無停電電源装置、直流電源装置、始動用直流電源装置等の蓄電池設備を点検するため、既存設備との制御の取り扱いについて、本設備を設計・施工した業者しか知り得ず、同業者以外では点検が不可能である。

よって、点検後の設備全体の性能、作動状態等について、責任の一元化を図ることができる業者は古河電池株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

庁内情報ネットワークシステムにおけるブラウザ更新等業務委託

2 契約の相手方

株式会社 オプテージ

3 随意契約理由

大阪広域環境施設組合庁内情報ネットワークシステム（以下、「庁内情報システム」という）は、日本電気株式会社が構築・サービス提供している財務会計・人事給与システム（以下、「庶務事務システム」）を利用するための基盤となるほか、Eメールや庁内ポータルサイト、インターネット利用等（以下、「Eメール等」という）の情報通信の基盤となるもので、株式会社オプテージ（株式会社ケイ・オプティコム 当時）により平成26年度に構築され、同事業者が平成27年4月1日以降これまでサービス提供及び保守管理を行ってきたところである。

現在、本組合で庁内情報システム及び庶務事務システムにて使用しているブラウザであるMicrosoft Internet Explorerにおいては、令和11（2029）年1月をもってサポートが終了することから、ブラウザを使用した情報通信の安全性確保を目的として、後継のブラウザであるMicrosoft Edgeへ更新するものである。また、ブラウザ更新後においても、継続してEメール等や庶務事務システムを利用するために、庁内情報システムにおける基盤等の設定変更を行うものである。

本業務の実施にあたっては、庁内情報システムのサービス提供及び保守管理をしている株式会社オプテージ以外の事業者では業務対応が困難である。また、別の事業者により実施した場合、庁内情報システムや庶務事務システムに著しい不具合が生じる可能性がある上、動作の保証ができない。

以上のことから、株式会社オプテージと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合総務部総務課

（電話番号 06-6630-3185）

随意契約理由書

1 案件名称

庁内情報ネットワークシステムにおけるコラボレーションソフト導入業務委託

2 契約の相手方

株式会社 オプテージ

3 随意契約理由

大阪広域環境施設組合庁内情報ネットワークシステム（以下、「庁内情報システム」という）は、Eメールやインターネット利用等の本組合の情報通信の基盤となるもので、株式会社オプテージ（株式会社ケイ・オプティコム 当時）により平成26年度に構築され、同事業者が平成27年4月1日以降これまでサービス提供及び保守管理を行ってきたところである。

今回、職員の働き方の多様化に対応した職場づくりや、職場の管理運営にかかる課題の解消の推進を図ることを目的として、庁内情報システムにコラボレーションソフトであるMicrosoft Teamsを導入するものである。

本業務の実施にあたっては、現在の庁内情報システムで使用している職員アカウントとの連携が必要であり、かつ導入後においても庁内情報システムの安定稼働を確保するため、サービス提供及び保守管理を行っている株式会社オプテージ以外の事業者では対応が困難である。また、別の事業者により実施した場合、現在使用している庁内情報システムに著しい不具合が生じる可能性がある上、動作の保証ができない。

以上のことから、株式会社オプテージと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合総務部総務課

（電話番号 06-6630-3185）